

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

台東区

2 構造改革特別区域の名称

台東 I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

台東区の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 台東区の地勢・人口

台東区は、23区のほぼ中心に位置し、上野の山に接する西から南にかけては文京区、千代田区、北は荒川区と接し、東は隅田川をはさんで墨田区と向かい合っている。面積は10.08平方キロメートルと23区中でもっとも小さく、区部全面積の1.6%にあたり、平成19年1月1日現在の総人口は161,577人となっている。

本区は、東京の北の玄関として交通の要所になっているほか、伝統、歴史、芸術などの豊かな文化資源を有し、四季折々の多彩な行事を通じて多くの来街者を迎えている。また、それぞれのまちには個性があり、副都心として利便性を持つまち、受け継がれてきた歴史と伝統が生きているまち、伝統的な産業の活動が活発なまちなど、多彩な姿を有している。

(2) 台東区の産業

台東区は、江戸時代から商工業の中心地の一つであったこと及び早くから市街地整備が行われたこともあり、産業の高度な集積が形成され、消費財を中心とする比較的小規模な手工業、製造業及びそれらの生産の流通を担う問屋・卸売業の集積地として発展してきた。

事業所（東京都総務局統計部資料「平成16年事業所・企業統計調査報告」より）

台東区の実業所数は、平成16年「事業所・企業統計調査報告」によると23区の中で8番目に多い。また、区内企業は小規模の実業所が大多数を占めている。

・事業所数 25,935 店

・従業者数 227,287 人

・事業所の産業大分類における内訳に関し、事業所数の上位三位は、卸売・

小売業が 9,105 店 (35.1%)、飲食店・宿泊業が 4,067 店 (15.7%)、製造業 4,019 店 (15.5%) となっている。それぞれの従業者数は、卸売・小売業が 84,587 人 (37.2%)、飲食店・宿泊業が 27,393 人 (12.1%)、製造業が 29,023 人 (12.8%) となっている。

- ・従業者の規模別事業所数については、1～4 人が 15,644 店 (60.3%)、5～9 人が 5,454 店 (21.0%)、10～19 人が 2,713 店 (10.5%) と 20 人未満の小規模の事業所数が 90% を超えている。さらに、20～29 人が 880 店 (3.4%)、30～49 人が 616 店 (2.4%) と 50 人未満の事業所は全体の 97% 以上を占めている。

数字は総数

商業 (卸売業・小売業) (「平成 16 年商業統計調査報告 (卸売・小売業)」による)

本区の卸売業・小売業の商店数は、23 区内では中央区に次いで 2 番目に多く集積しており、従業員数では 6 番目、年間商品販売額では 7 番目の商業集積地域である。

・卸売業

事業所数	5,038 店
従業者数	55,976 人
年間販売額	5,014,688 百万円

・小売業

事業所数	3,967 店
従業者数	22,323 人
年間販売額	533,582 百万円

数字は総数

製造業 (「平成 15 年工業統計調査報告」による)

本区の製造業は、皮革・皮革製品製造業の占める割合が高く、革製品履物材料・同付属製品製造業は 23 区内の約半数が台東区内に事業所がある。

事業所数	2,881 所
従業者数	12,576 人
年間販売額	175,143 百万円

数字は総数

5 構造改革特別区域計画の意義

IT 技術の高度化や情報化の進展に伴い、企業、地域における IT 人材の必要性も高まることが予想される。また、今後一層の少子化が加速し、若年層の労働者人口が大幅に減少していくことから、職業能力開発を積極的に支援する取組みが求められている。

このため、情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するために必要な

知識及び技能についての国家試験である「初級システムアドミニストレータ試験」と「基本情報技術者試験」に係る特例措置を活用して講座を開設し、効果的かつ効率的な学習を支援することで、多くのIT人材の育成・輩出を目指していくとともに、若年層の職業能力開発を支援し、進学や就職の一助となることを目指していく。

このことは、将来的には複数の講座開設者が学生向けに、あるいは社会人、一般区民向けに講座を開設することで、社会人のスキルアップ、キャリアアップや区民の生涯学習への支援に資することが予想されるほか、区内に資格取得を目指す学生や求職者などの流入によって、地域の一層の活性化へとつながっていくことも期待できるため、本計画を実施する。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置に基づく講座開設事業を予定する事業者においては、情報処理技術者の効果的な育成を図るための教育内容の整備がさらに進められることになる。また、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報処理技術者試験の午前試験の免除により、受験者の効果的かつ体系的な学習が可能になることに加え、本番試験での負担が軽減される。

このことから、当該試験の合格率の向上及び合格者数の増加が期待でき、学生や求職者の資格取得を促進することが見込まれる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置に基づく講座開設事業を実施することで、初級システムアドミニストレータ試験や基本情報技術者試験に係る資格取得が促進され、IT人材育成の機会が増加する。学生や求職者がこれらの資格を取得しやすくなることは、就職支援の一助となる。

また、資格取得者の区内企業への就職が期待されるとともに、将来的には複数の区内事業者が学生向けに、あるいは社会人、一般住民向けに講座を開設することで、社会人のスキルアップ・キャリアアップに資することが予想され、地域の一層の活性化が期待される。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【ITの活用による区民サービスの向上】

インターネットなどの情報通信ネットワーク技術を活用し、行政情報や地域情報について広く区民への情報提供を進めるとともに、行政手続きのオンライン化を始めとしたITを活用した行政サービスや、地域におけるIT活用の推進など、高度情報化社会に対応できる質の高い行政サービスの提供を通じ、より便利で快適な区民生活の実現を目指している。

【中小企業のIT化支援】

情報通信技術の目覚ましい進展の下で、IT化は産業活動の基盤として位置付けられ、企業にとっては、PR戦略や販路拡大、新しいビジネスモデルの創造等に不可欠な手段となっている。

また、多様な産業と多くの中小企業の集積を特徴としている本区においても、IT化は企業の競争力を高め、産業全体の活性化を促進する上で重要である。このため、中小企業のIT化の促進を図ることを目的に、人材の育成や各種の支援事業を実施している。

1. IT人材の育成

(1) インターネットビジネス塾

インターネットを活用したい区内中小企業を対象とした実践的な内容の講習会等を開催。

・IT活用入門セミナー

インターネットをビジネスに活用するための基本的な知識を学ぶ。

・ホームページ講習会

ホームページを作成するためのスキルを学び、ホームページの作成、公開による運営・管理を一定期間行う。

・Eコマース講習会

インターネット上で商品を販売する方法(Eコマース)を学ぶ。

(2) 財団法人台東区産業振興事業団(本区100%出資により設立)実施事業

情報化の進展に区内企業が対応できるようIT関連の各種講座、研修等を実施。

・産業研修センター実施講座

CAD講座、パソコン教室(Word、Excel、インターネット・Eメールの基礎等)

・勤労者サービスセンター実施講座

パソコンスクール(入門、Windows、Word、Excel、アクセス、HP作成等)

2. IT化に関する助成・融資

(1) ホームページ新規作成費用支援

区内中小企業が新規に自社のホームページを作成する場合に経費の一部を助成。

(2) IT資金融資あっせん

IT関連機器の導入促進による小規模企業者の事務事業の効率化を進め、経営環境の向上を図る。

【雇用就業支援】

就職活動に関する様々な悩みを抱えている区内在住、在勤、在学者を対象に専門の相談員が職業の選択、就職活動のためのきめ細かな相談アドバイスを行っている。

また、ハローワークと連携を図りながら合同就職面接会や就職支援セミナー等も実施している。

別紙1

1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者

有限会社フォーティ フォーティネットパソコンスクール

所在地:東京都台東区浅草 2-2-1 森田ビル 2 階

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

有限会社フォーティ フォーティネットパソコンスクール

初級システムアドミニストレータ講座 (履修計画:別添資料1のとおり)

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格した者であって、当該講座の2/3以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了

認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: シスアド技術者能力認定試験(2級)

試験科目: シスアド技術者能力認定試験(2級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2 データ構造とアルゴリズム	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3 ハードウェア	半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインタフェース、日本語処理 ミドルウェア
5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態 システム性能、信頼性 応用システム
6 システム開発と運用	プログラム言語、言語処理系 EUC、EUD、ソフトウェアの利用 開発手法、設計手法、テスト手法 システムの環境整備、運用管理

7 ネットワーク技術	
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
8 データベース技術	
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
	分散データベース
9 セキュリティ	
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10 標準化	
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	財務会計(会計基準、財務諸表など)
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)
	IE分析手法、管理図
	確率と統計
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)
12 表現能力	
	発表技法
	文章の書き方
	マルチメディアの利用

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術

者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

別紙2

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

有限会社フォーティ フォーティネットパソコンスクール

所在地:東京都台東区浅草 2-2-1 森田ビル 2階

学校法人華学園 華学園ビジネス専門学校

所在地:東京都台東区根岸 2-1-4

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

所在地:東京都中央区京橋3-3-14 京橋 AKビル

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

有限会社フォーティ フォーティネットパソコンスクール

基本情報技術者講座 (履修計画:別添資料2のとおり)

学校法人華学園 華学園ビジネス専門学校

基本情報技術者試験対策講座 (履修計画:別添資料3のとおり)

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の2/3以上の出席をもって履

修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: 情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目: 情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	
	半導体と集積回路

	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア
	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化

	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	最適化問題、意志決定理論
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。